

令和 6 年 1 2 月 3 日
環境清掃部環境保全課

受動喫煙対策の検討状況について

1 趣旨

社会経済活動の回復に伴う環境変化等の課題のうち、喫緊の課題である望まない受動喫煙を防止する観点から、「江東区たばこに関する検討委員会」において施策の検討を行っており、その検討状況について報告する。

2 目的

まちの美化の推進とともに、健康に影響を与える受動喫煙への防止対策等により、たばこを吸う人も吸わない人も快適に暮らせる分煙社会の徹底を目指す。

3 検討内容

たばこのポイ捨てや受動喫煙の課題の要因である、喫煙マナー・ルールを周知徹底するための規程を整備するとともに、その実効性を高めるため、区の実践や民間事業者の活用等について別紙のとおり取りまとめた。

4 今後の予定

令和 7 年 3 月 第 1 回定例会	「江東区たばこに関する基本方針」改訂（素案）報告
6 月 第 2 回定例会以降	「江東区たばこに関する基本方針」改訂（案）報告

受動喫煙対策の検討状況

目的

たばこのポイ捨て等を防止し、まちの美化を推進するとともに、望まない受動喫煙の防止対策など、健康に与える悪影響を低減させることにより、たばこを吸う人も吸わない人も快適に暮らせる分煙社会の徹底を目指す。

現状

法令等の動き

- ・H14 健康増進法制定
受動喫煙防止は努力義務
- ・H21 区歩行喫煙等防止条例制定
- ・H29 都子ども受動喫煙防止条例制定
- ・H30 都受動喫煙防止条例制定
- ・H31 健康増進法改正、R2 全面施行
原則、屋内禁煙
- ・R3 区たばこ基本方針策定
- ・R4 区立公園全面禁煙化

区の施策

- 【条例】歩行喫煙、ポイ捨て禁止
〔禁煙重点地区での違反者は氏名等公表の対象〕
- 【条例】路上喫煙は、禁煙重点地区内で禁止
〔禁煙重点地区での違反者は氏名等公表の対象〕
- 啓発ポスター、路面シート等による注意喚起
- 歩行喫煙禁止等パトロールによる指導
- 公衆喫煙所の設置

区の状況

- 区民の喫煙率 H29)15.3% → R5)13.2%
- 苦情件数は減少傾向だったがコロナ後の令和4年から増加
- ポイ捨て吸い殻本数は、コロナ前から増加傾向
- 啓発ポスター前で喫煙行為が頻発



課題

- (1) 受動喫煙の配慮欠如やポイ捨てなど、喫煙マナー・ルールが守られていない
- (2) 喫煙をしない人に配慮した環境が不足している

これまでの検討委員会等の意見

- ・本区への来訪者、通勤者等への規制の周知、対応も必要
- ・区内各地区の状況評価が必要
- ・受動喫煙が発生しない喫煙場所の整備が必要

課題への対応（骨子案）

喫煙者に対する規程整備

禁煙重点地区の24時間化やエリア拡大等、段階的な規制を導入する。

各地区の状況に応じた喫煙所の整備

ポイ捨て・受動喫煙等に対する苦情に加えて、用地確保の難易度等も考慮する。

区有地における喫煙所の設置

- ・法の趣旨を踏まえ、敷地・施設内は原則として喫煙所を設置しない。
ただし、受動喫煙対策のために必要がある場合は、区施設の増改築等の際に喫煙所の設置を検討する。
- ・既存の公衆喫煙所のあり方を検討する。

民間喫煙場所の活用

- ・民間事業者との連携・協力の推進を検討する。
- ・民間喫煙場所を、区の喫煙所に準じて指定する。
- ・一定の規模を有する商業・業務ビル等の建築を契機とし、事業者に対し喫煙所の設置を要請する。

（仮称）江東区喫煙場所MAPの作成

広く一般に利用可能な喫煙場所のMAPを作成・充実させ、区HPやSNS等を活用して広く周知する。